

那覇市議会議員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合 又は罹患者との濃厚接触者等になった場合の対応

令和2年11月18日

議会運営委員会決定

1 議員が罹患(PCR検査で陽性と確定)した場合

- (1) 議員は、議会内における感染拡大を防止するために必要な情報(現在の状態、症状が出た日の2日前(無症状の場合は検査日の2日前)からの行動歴等)を記録し、議会事務局庶務課(以下「庶務課」という。)に連絡する。

庶務課長は、事務局長にこれらの情報を報告し、議長を始めとした全議員に連絡する。

あわせて、別添「(報道資料例示)那覇市議会議員の新型コロナウイルスへの感染について」により記者クラブへ通知するとともに、当該報道資料の内容を議会ホームページへ掲載する。

- (2) 議員は、確定診断された時点で、保健所及び医療機関(以下「保健所等」という。)の指示に従い、入院、宿泊療養、自宅療養等を行う。

- (3) 議員は、保健所等の調査に対応する。

- (4) 議員は、外出、登庁等の可否について、保健所等の指示、助言等に従い、その時期が確定したときは、速やかに、庶務課に連絡する。

庶務課長は、事務局長に当該時期を報告し、議長を始めとした全議員に連絡する。

- (5) 庶務課は、新型コロナウイルス感染症に伴う施設等消毒活動マニュアル(令和2年4月11日 総務部長決裁)のとおり、議会内の消毒を行う。

2 議員が何らかの症状があつて任意でPCR検査を受けた場合

- (1) 議員は、PCR検査を受けたことを庶務課へ連絡する。
- (2) 議員は、PCR検査の結果が出るまで自宅待機し、その間、検温等の健康観察を行うとともに、倦怠感、呼吸困難の有無等の症状を記録する。
- (3) 議員は、前号のPCR検査の結果により、以下の対応を行う。
- ア 陽性の場合 「1 議員が罹患(PCR検査で陽性と確定)した場合」と同様の対応
 - イ 陰性の場合 外出、登庁等の可否について、新型コロナウイルス相談窓口(県コールセンター 098-866-2129)へ相談し、検査結果と相談内容を庶務課へ連絡

3 議員が濃厚接触者と認定された場合

- (1) 議員は、保健所から濃厚接触者として認定された場合、議会内における感染拡大を防止するために必要な情報(現在の状態、罹患者との接触日、接触の程度、接触時の状態、接触後の行動歴等)を記録し、庶務課に連絡する。
- (2) 議員は、保健所等の指示に従い、自宅待機、健康観察、PCR検査、受診等を行う。

- (3) 議員は、前号のPCR検査の結果により、以下の対応を行う。
- ア 陽性の場合 「1 議員が罹患(PCR検査で陽性と確定)した場合」と同様の対応
 - イ 陰性の場合 症状の有無にかかわらず、外出、登庁等の可否について保健所等の指示に従うとともに、庶務課に連絡
- (4) 庶務課は、「1 議員が罹患(PCR検査で陽性と確定)した場合」
(5)と同様に消毒を行う。

4 議員が、濃厚接触者として認定されPCR検査を受けた者と濃厚な接触があった場合

- (1) 何らかの症状がありPCR検査を受け、その結果が確定していない濃厚接触者と、症状が出た日の2日前から濃厚な接触があった議員は、その結果が確定するまで、登庁を控える。
- (2) 症状は無いが、PCR検査を受け、その結果が確定していない濃厚接触者と、検査日の2日前から濃厚な接触があった議員は、その結果が確定するまで、登庁を控える。
- (3) 議員は、前各号のPCR検査の結果により、以下の対応を行う。
- ア 陽性の場合 議員は、濃厚接触者と認定される可能性があるため、保健所等から指示があるまで、自宅待機
 - イ 陰性の場合 議員は、検温等の健康観察を行い、感染予防策を確実に実施した上で、登庁

5 議員が、濃厚接触者として認定された者と接触があった場合

※ 濃厚接触者の判断要素(厚生労働省新型コロナウイルスQ&A(一般向け))

- ・ 必要な感染予防策(3密回避策、マスク着用等)をせずに手で触れること
- ・ 対面で1m程度以内の距離で15分以上の接触(会話)があること

(1) 議員が、濃厚接触者と※濃厚接触者としての判断要素に該当しない接触があった場合、最終接触日から1週間程度は確実に、検温等の健康観察を行う。

(2) 議員は、前号の健康観察を行った上で、感染を疑われる症状が無い場合、感染予防策を確実に実施した上で、登庁する。

令和〇年〇月〇日

市庁記者クラブ各位

那覇市議会事務局長 〇〇 〇〇

那覇市議会議員の新型コロナウイルスへの感染について

令和〇年〇月〇日、那覇市議会議員の新型コロナウイルス感染症への感染及び状況等が下記のとおり確認されたので、お知らせします。

記

1 議員氏名 那覇 太郎 (年齢) 〇〇会派

2 現在の状態

- ・発熱あり、入院予定 (〇〇保健所と調整中)
- ・自宅療養中又は宿泊施設にて療養中 等

3 行動歴

- (1) 〇月〇日(〇) 市議会会派室にて、〇〇等と面談。
 - (2) 〇月〇日(〇) 市議会〇〇委員会出席。夜、発熱(〇℃)あり。
 - (3) 〇月〇日(〇) 朝、発熱(〇℃)。
県相談センターへ相談し、
PCR検査を受診後、自宅待機している。
 - (4) 〇月〇日(〇) 〇〇議員から議会事務局へ感染した旨の連絡あり。
- ※ 詳細な行動歴、濃厚接触者の状況等は、保健所において調査中。

4 市議会の対応

- (1) 当該議員との濃厚接触が疑われる議員及び事務局職員については、保健所の判断が出るまでは自宅待機とする。
- (2) 当該議員が庁舎内において接触したと考えられる箇所については、消毒を実施する。
- (3) 保健所と情報共有を行い、市議会内での感染拡大の防止に努める。

那覇市議会事務局庶務課

担当：〇〇、〇〇

電話：098-862-8108